

## 「保育所入所選考基準」の見直しについて

### ■見直しの理由

宮代町の保育所入所状況は、年度当初こそ待機児童がいないものの、年度途中から0・1歳児などの低年齢児を中心に待機児童が発生している状況にある。

これを受けて、平成29年4月より小規模保育施設が事業開始となったが、当該施設の入所期間を満了する場合の次の受け入れ先の確保が新たな課題となっている。

現在、宮代町では入所申請の申込み時に父母の勤務証明書の提出を求めているが、選考の際にみる指数については点数の低い方を採用している。これにより指数が同点となるケースが多く生じている。

また、保育料滞納者に対する調整指数についても、入所基準指数による選考において保育園利用者の公平性が保たれているとは言えない状況がある。

そこで、公正かつ厳正な選考を目的に保育所入所選考基準の見直しを行うものである。

なお、改正については平成30年度の入所選考より適用するため、平成29年10月の児童福祉審議会において審議にかけるものである。

### ■改正点（検討事項）

#### ①父母の点数を合算で選考

- ・入所申請の際には父母両方の勤務証明書の提出を求めているが、現行における選考では指数の低い方でみているので、平成30年度4月より、申請父母両方の指数を合算した指数でみることにより選考基準を細分化し、公平性を確保する。

#### ②一律月時間数による指数化

- ・現行の一月当たりの勤務日数と一日当たりの勤務時間数による基準から、一律月時間数による基準とする。
- ・居宅内労働で自営の場合は、通勤時間がない、勤務時間を調整できるなどの理由から基準による指数を一律（-）1点とし、現行の居宅内労働で自営の項目は削除する。
- ・以上により、選考の効率化を図る。

#### ③自営の協力者の減点について

- ・居宅内で自営の場合については一律時間数における指数で減点がすでにあり、自営の方が不利となる項目は公平性に欠けると考えられるため、削除する。（これまでに減点の実績なし。）

#### ④小規模保育施設において入所期間満了する場合、次の施設として就学前までの認可施設に入所希望する際の加点

- ・現行（+）1点から（+）5点に変更することにより、平成30年4月からの3歳児クラスへの入所先の確保を図る。

⑤育児休業終了（予定）者、育児休業延長者への加点

- ・現行の（＋）1点から（＋）4点に変更することにより、育児休業終了者（予定を含む）や育児休業延長者の職場復帰のための児童の受入れ先を確保する。

⑥保護者が保育士であり、保育所・学童保育所等で月120時間以上勤務する場合の要件と指数の変更

- ・現行の該当要件は、保護者が保育士であることのみであるが、保育士である保護者が復職や転職等を理由に新たに入所申請をした場合の加点とし、現行の（＋）1点から（＋）2点に変更する。これにより、国の保育所待機児童解消に向けた保育士確保に繋げる。

⑦すでに施設をきょうだいが利用している場合についての加点の削除

- ・現行、きょうだいがすでに保育所を利用している場合については、同一施設を利用できるように調整しているため、「入所先に関しては世帯の状況に応じて配慮する」旨を別書きで表記する。

⑧滞納者の減点について

- ・現行、保育料を6ヶ月未満滞納している場合は（－）2点から、保育料を3か月未満滞納している場合は（－）7点に変更。
- ・現行、保育料を6ヶ月以上滞納している場合は（－）3点から、保育料を3か月以上滞納している場合は（－）15点に変更。
- ・滞納期間と減点指数を変更することにより、滞納の抑止を図る。

⑨保護者の疾病・障害の場合の指数について

- ・父母の点数を合算で選考するため、父母それぞれについて、複数該当する場合は最も高い指数を合算して選考する。